（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第三項の改正規定中「、区分所有法第六十三条第五項」を「、同条第五項」に」を削り、同法第五章を同法第六章とし、同法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百七十八条に係る部分中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改め、同改正規定のうち第百八十条第四項に係る部分中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改め、同改正規定のうち第百八十二条に係る部分を次のように改める。

（議決権及び選挙権）

第百八十二条　組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

２　組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

３　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

４　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

５　第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

６　代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

７　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（会計検査院法の一部改正）

第六十四条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第一項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号等」を「個人情報」に改める。

第四条第三項第五十九号の二中「第六十一条」を「第百二十九条」に改める。

第六十六条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十九号の二中「第百二十九条」を「第百三十二条」に改める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第六十七条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の改正規定中「及び総務大臣」の下に「（第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。）」を加える。

附則第五十六条のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第二十八号を同項第二十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「交付」を「発行、交付及び管理」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第六十八条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第三号及び第四号を削る。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正）

第六十九条　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第一項

第二条第四号を削る。

第八条第一項第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第百五条第一項」に、「行政機関の長」を「同法第六十三条に規定する行政機関の長等」に改め、同項第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

３　この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第七十八条第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

第七十条　情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第六十三条」を「第百四条第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条第四号」を「第七十八条第一項第四号」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条　政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉